



販売用資料

2015年1月27日

お客様各位

日興アセットマネジメント株式会社

# 「アジアの財産3分法ファンド」 約款変更(確定)について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では、「アジアの財産3分法ファンド」(以下、「当ファンド」といいます。)につきまして、 さらなる分散投資を図るとともに、受益者の皆様の多様なニーズにお応えするため、受益者の皆様に対 して約款変更へのご意向を伺うべく異議申立の受付を行なってまいりました。

受付最終日である 2015 年 1 月 19 日までに弊社に到着したものについて集計を行なった結果、<u>下記の</u> **日程にて約款変更を実施させていただくことになりました**ので、ここにお知らせ申し上げます。

変更	为容	変更実施日		
1	投資対象ファンドに関する変更			
	1) 新規投資対象ファンドの追加	2015年3月14日		
	2) 既存投資対象ファンドの削除	2015年6月17日		
	3) 基本組入比率の変更	2015年3月14日		
2	決算頻度および決算日の変更	2015年3月16日		
3	信託期間の変更	2015年3月14日		
4	繰上償還条項の変更	2015年3月14日		
(5)	申込不可日の変更	2015年3月14日		
6	信託報酬率の変更	2015年3月14日		

皆様からの日頃のご愛顧に対しまして心より御礼を申し上げますとともに、今後ともお引き立てを賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具





# ◆約款変更等の内容および理由

# <1: 投資対象ファンドに関する変更>

現在、当ファンドの「株式部分」につき、「チャイナランド株式ファンド(適格機関投資家向け)」、「Nikko Asset Management (Mauritius) Ltd クラスA」および「東南アジア株式マザーファンド」の各ファンドを主要投資対象とする運用を行なっております。このたび、さらなる分散投資を図るため、上述の3ファンドの代わりに、「アジア・ハイディビデンド・エクイティ・ファンド クラスA」を新たに「株式部分」の投資対象ファンドとすることを予定しております。当該投資対象ファンドの入替えは、2015年3月14日以降に開始し、2015年5月末までに完了する見込みです。

あわせて、下表の通り、当ファンドの投資対象資産のうち「株式部分」および「不動産部分」の組入 比率を変更する予定です。

### 【変更前】

E>C> C133 E				
	投資対象 資産	投資信託証券の名称	信託約款記載 の組入比率	基本組入 比率 <sup>※1</sup>
投資対象ファンド	株式	追加型証券投資信託 チャイナランド株式ファンド (適格機関投資家向け) モーリシャス籍外国投資法人 Nikko Asset Management (Mauritius) Ltd クラスA 証券投資信託 東南アジア株式マザーファンド	40%±20%	40%
	不動産	証券投資信託 アジアンリートマザーファンド	$10\% \pm 10\%$	10%
	債券	証券投資信託 アジアンボンドマザーファンド	$50\% \pm 30\%$	50%

### 【変更後】

	投資対象 資産	投資信託証券の名称	信託約款記載 の組入比率	基本組入 比率 <sup>*1</sup>
投資対象	株式	ルクセンブルグ籍円建外国投資信託 アジア・ハイディビデンド・エクイティ・ファンド クラスA	25%±20%	25%
ファンド	不動産	証券投資信託 アジアンリートマザーファンド	25%±20%	25%
	債券	証券投資信託 アジアンボンドマザーファンド	$50\% \pm 30\%$	50%

<sup>※1</sup> 投資信託説明書(目論見書)に記載されている「基本組入比率」を指しています。

### <②:決算頻度および決算日の変更>

受益者の皆様の多様なニーズにお応えするため、下表の通り、当ファンドの決算頻度および決算日にかかる約款変更を予定しております。当該変更は、2015年3月16日付で実施される予定です。

変更前	年6回決算/毎年奇数月の各14日(休業日の場合は、翌営業日)
変更後	年12回決算/毎月14日 (休業日の場合は、翌営業日)
	※変更後の第48計算期間は、2015年3月17日から2015年4月14日までとなります。

# <③:信託期間の変更>

受益者の皆様の多様なニーズにお応えするとともに、より適切な運営・管理を行なうため、下表の通り、当ファンドの信託期間に期限を設ける約款変更を予定しております。加えて、受益者有利と認められる場合に信託期間を延長できる規定を追加します。

変更前	無期限
変更後	2028年3月14日まで



販売用資料

### <4: 繰上償還条項の変更>

受益者の皆様の多様なニーズにお応えするとともに、より適切な運営・管理を行なうため、下表の通り、当ファンドの繰上償還条項に関する約款変更を予定しております。変更後において繰上償還を行なう場合には、受益者の皆様に対する異議申立手続きが必要となります。

変更前	純資産総額が10億円を下回ることとなった場合には、繰上償還します。
変更後	純資産総額が10億円を下回ることとなった場合には、繰上償還できます。

# <5:申込不可日の変更>

上記①の変更に伴い、下表の通り、当ファンドの購入および換金にかかる申込不可日のうち、「ムンバイの証券取引所の休業日」を削除する約款変更を予定しております。

変更前	香港証券取引所の休業日、 <u>ムンバイの証券取引所の休業日、</u> シンガポール証券取引所 の休業日、香港の銀行休業日またはシンガポールの銀行休業日に該当する場合
変更後	香港証券取引所の休業日、シンガポール証券取引所の休業日、香港の銀行休業日また はシンガポールの銀行休業日に該当する場合

# <⑥:信託報酬率の変更>

上記①の変更に伴い、投資対象ファンドの報酬も加えた実質的な負担が維持されるようにするため、 下表の通り、当ファンドの信託報酬率にかかる約款変更を予定しております。

### 【変更前】(2015年3月13日計上分まで)

	運用管理費用(信託報酬)		※年率(括弧内は税抜)			
	合計	委託会社	販売会社	受託会社		
		販売会社毎の純資産総額	額が100億円以下の部分			
当ファンド	1. 3176%	0.5508% (0.51%)	0. 702% (0. 65%)	0.0648%		
ヨノノノト	(1.22%)	販売会社毎の純資産総額	預が100億円超の部分	(0.06%)		
		0.4968% (0.46%)				
	0.1374%程度(0.135%)	※「チャイナランド株式ファンド(適格機関投資家向け)」および「Nikko				
		Asset Management (Mauritius) Ltd クラスA」をそれぞれ15%組み				
投資対象とする		入れると想定した場合の概算値です。				
投資信託証券			ける「アジアンリートマザーフ			
汉貝旧癿皿分		投資対象である不動産投信には運用などに係る費用がかかります				
		が、投資する不動産投信の銘柄が固定されていないため、事前に料				
		率、上限額などを表示することができません。				
実質的な負担	1.455%程度	※投資対象とする投資信託	モ証券の組入比率や当該投資	信託証券の変更		
天貝印は月担	(1. 355%)	などにより変動します。				

# 【変更後】(2015年3月14日計上分以降)

	運用管理費用(信託報酬)		※年率(括弧内は税抜)		
	合計	委託会社	販売会社	受託会社	
		販売会社毎の純資産総額			
当ファンド	1. 2852%	0.5184% (0.48%)		0.0648%	
	(1. 19%)	販売会社毎の純資産総額	額が100億円超の部分	(0.06%)	
		0.4644% (0.43%)			
投資対象とする 投資信託証券	※「アジア・ハイディビデンド・エクイティ・ファンド クラスA」を25% 組み入れると想定した場合の概算値です。 資対象とする の 1cocの 和本 ※この他に、投資対象とする「アジアンリートマザーファンド」の主要				
実質的な負担	1.4477%程度 (1.3525%)	※投資対象とする投資信息 などにより変動します。	毛証券の組入比率や当該投資	信託証券の変更	

# <⑦:商品分類の変更> <u>(本項目は、約款変更ではございません。)</u>

上記②の変更に伴い、当ファンドの投資信託説明書(目論見書)に記載の『属性区分』における決算頻度に関して、2015年3月16日付で「年6回(隔月)」から「年12回(毎月)」へ変更する予定です。

以上

nikko am

販売用資料

# 収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると その金額相当分、基準価額は下がります。

# 投資信託で分配金が支払われるイメージ



分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて 支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

#### 前期決算から基準価額が下落した場合 前期決算から基準価額が上昇した場合 10,550円 期中収益 ①+②)50 分配金 10,500円 10,500円 100円 10,400円 \* 50円 10,450円 配当等収益 ①20円 分配金 100円 \*80円 \* 500円 \* 450円 \* 500円 10,300円 (3+4)(3+4)(3+4)\* 420円 (3+4)当期決算日 当期決算日 当期決算日 当期決算日 前期決算日 前期決算日 分配前 分配後 分配前 分配後 \* 分配対象額 \* 分配対象額 \* 分配対象額 \*50円を取崩し \*80円を取崩し \* 分配対象額 450円... 500円 420円 500円

(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および ④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻して 相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さ かった場合も同様です。

### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。 また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

普通分配金 : 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、 元本払戻金 :

(特別分配金) 元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。



nikko am

販売用資料

■お申込メモ

商品分類 : 追加型投信/海外/資產複合

ご購入単位 :購入単位につきましては、販売会社ないしは委託会社の照会先にお問い合わせください。

ご購入価額 : 購入申込受付日の翌営業日の基準価額

ご購入不可日 :下記の変更を予定しております。

(2015年3月13日まで)

購入申込日が香港証券取引所の休業日、ムンバイの証券取引所の休業日、シンガポール証 券取引所の休業日、香港の銀行休業日、シンガポールの銀行休業日のいずれかに当たる場

合は、購入のお申込みの受付は行ないません。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(2015年3月14日以降)

購入申込日が香港証券取引所の休業日、シンガポール証券取引所の休業日、香港の銀行休 業日、シンガポールの銀行休業日のいずれかに当たる場合は、購入のお申込みの受付は行

ないません。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

信託期間 : 下記の変更を予定しております。

(2015年3月13日まで)無期限(2007年6月29日設定)

(2015年3月14日以降) 2028年3月14日まで(2007年6月29日設定)

: 下記の変更を予定しております。 決算日

(2015年3月15日まで) 年6回。毎年1月、3月、5月、7月、9月、11月の各14日

(休業日の場合は翌営業日)

(2015年3月16日以降)毎月14日(休業日の場合は翌営業日)

収益分配 : 毎決算時に、分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として安定した分配を継続

的に行なうことをめざします。ただし、基準価額水準などを勘案し、上記安定分配相当額

のほか、委託会社が決定する金額を付加して分配を行なう場合があります。

※ 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

: 換金請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額 ご換金価額

ご換金不可日 :下記の変更を予定しております。 (2015年3月13日まで)

> 換金請求日が香港証券取引所の休業日、ムンバイの証券取引所の休業日、シンガポール 証券取引所の休業日、香港の銀行休業日、シンガポールの銀行休業日のいずれかに当たる

場合は、換金請求の受付は行ないません。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(2015年3月14日以降)

換金請求日が香港証券取引所の休業日、シンガポール証券取引所の休業日、香港の銀行休 業日、シンガポールの銀行休業日のいずれかに当たる場合は、換金請求の受付は行ないま

せん。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ご換金代金のお支払い:原則として、換金請求受付日から起算して7営業日目からお支払いします。

課税関係 : 原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の差益は課税の対象となり

※ 課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

※ 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

※配当控除の適用はありません。

※ 益金不算入制度は適用されません。



販売用資料

### ■手数料等の概要

お客様には、以下の費用をご負担いただきます。 <お申込み時、ご換金時にご負担いただく費用>

・購入時手数料:購入時手数料率は、3.24%(税抜3.0%)を上限として販売会社が定める率とします。

※ 分配金再投資コースの場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、

購入時手数料はかかりません。

・換金手数料 : ありません。

・信託財産留保額 : 換金時の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額

<信託財産で間接的にご負担いただく(ファンドから支払われる)費用>

・信託報酬:下記の変更を予定しております。

(2015年3月13日まで)

純資産総額に対して<u>年率1.455% (税抜1.355%) 程度</u>を乗じて得た額が実質的な信託報酬となります。

信託報酬率の内訳は、当ファンドの信託報酬率が年率1.3176% (税抜1.22%)、 投資対象とする投資信託証券の組入れに係る信託報酬率が年率0.1374% (税抜 0.135%) 程度(注1) となります。

受益者が実質的に負担する信託報酬率(年率)は、投資対象とする投資信託証券の 組入比率や当該投資信託証券の変更などにより変動します。詳しくは、投資信託説 明書(交付目論見書)をご覧ください。

(注1) 投資対象とする投資信託証券の信託報酬率(年率)は、「Nikko Asset Management (Mauritius) Ltd クラスA」および「チャイナランド株式ファンド(適格機関投資家向け)」をそれぞれ15%組入れると想定した場合の概算値です。

### (2015年3月14日以降)

純資産総額に対して<u>年率1.4477% (税抜1.3525%) 程度</u>を乗じて得た額が実質的な信託報酬となります。

信託報酬率の内訳は、当ファンドの信託報酬率が年率1.2852% (税抜1.19%)、 投資対象とする投資信託証券の組入れに係る信託報酬率が年率0.1625%程度(注2) となります。

受益者が実質的に負担する信託報酬率(年率)は、投資対象とする投資信託証券の 組入比率や当該投資信託証券の変更などにより変動します。詳しくは、投資信託説 明書(交付目論見書)をご覧ください。

(注2) 投資対象とする投資信託証券の信託報酬率(年率)は、「アジア・ハイディビデンド・エクイティ・ファンド クラスA」を25%組入れると想定した場合の概算値です。

※ 受益者が実質的に負担する信託報酬率(年率)は、投資対象とする投資信託証券 の組入比率や当該投資信託証券の変更などにより変動します。

• その他費用

: 目論見書などの作成・交付にかかる費用および監査費用などについては、ファンドの 日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限とす <u>る額</u>が信託財産から支払われます。

組入有価証券の売買委託手数料、借入金の利息および立替金の利息などについては、その都度、信託財産から支払われます。

※ 組入有価証券の売買委託手数料などは、運用状況などにより変動するものであり、 事前に料率、上限額などを示すことはできません。

※ 当ファンドの手数料などの合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間などに応じて 異なりますので、表示することができません。

※ 詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。





販売用資料

■委託会社、その他関係法人

委託会社 : 日興アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第368号

加入協会:一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、日本証券業協会

受託会社 : 野村信託銀行株式会社

販売会社:販売会社については下記にお問い合わせください。

日興アセットマネジメント株式会社

[ホームページ] http://www.nikkoam.com/

[コールセンター] 0120-25-1404 (午前9時~午後5時。土、日、祝・休日は除く。)

投資信託説明書(交付目論見書)のご請求・お申込みは

		加入協会				
金融商品取引業者等の	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 日本 投資顧問業 協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種 金融商品 取引業協会	
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2251号	0	0	0	0
SMBCフレンド証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第40号	0			0
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	0		0	
株式会社群馬銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第46号	0		0	
髙木証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第20号	0			
株式会社東邦銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第7号	0			
東洋証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第121号	0			
株式会社鳥取銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第3号	0			
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	0		0	

(50音順、資料作成日現在)



販売用資料

### ■リスク情報

投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投 資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者(受益者)の皆様に 帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

当ファンドは、主に株式、不動産投信および債券を実質的な投資対象としますので、株式、不動産投信および債券の価格の下落や、株式、不動産投信および債券の発行体の財務状況や業績の悪化、不動産の市況の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

### 価格変動リスク

- ・株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・不動産投信は、不動産や不動産証券化商品に投資して得られる収入や売却益などを収益源としており、不動産を取り巻く環境や規制、賃料水準、稼働率、不動産市況や長短の金利動向、マクロ経済の変化など様々な要因により価格が変動します。また、不動産の老朽化や立地条件の変化、火災自然災害などに伴なう不動産の滅失・毀損などにより、その価格が影響を受ける可能性もあります。不動産投信の財務状況、業績や市況環境が悪化する場合、不動産投信の分配金や価格は下がり、ファンドに損失が生じるリスクがあります。
- ・公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、 残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。
- ・新興国の株式、不動産投信および債券は、先進国の株式、不動産投信および債券に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。

### 流動性リスク

- ・市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
- ・新興国の株式、不動産投信および債券は、先進国の株式、不動産投信および債券に比べて市場規 模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。

### 信用リスク

- ・投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト(債務不履行)や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落(価格がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
- ・不動産投信が支払不能や債務超過の状態になった場合、またはそうなることが予想される場合、 ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落(価格がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。
- ・新興国の債券は、先進国の債券に比べて利回りが高い反面、価格変動が大きく、デフォルトが生 じるリスクが高まる場合があります。

(次ページに続きます)



販売用資料

(前頁より続きます)

## 為替変動リスク

- ・外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、 ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
- 一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。

### カントリー・リスク

- ・投資対象国における非常事態など(金融危機、財政上の理由による国自体のデフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針に従った運用ができない場合があります。
- ・一般に新興国は、情報の開示などが先進国に比べて充分でない、あるいは正確な情報の入手が遅 延する場合があります。
- ・新興国においては、先進国と比較して、証券の決済・保管などにかかる制度やインフラストラクチャーが未発達であったり、証券の売買を行なう当該国の仲介業者などの固有の事由または政府当局による規制などにより、決済の遅延・不能などが発生する可能性もあります。これらの要因は、ファンドの信託財産の価値に影響を与える可能性があります。
- ※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。
- ※ 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

# ■その他の留意事項

- ・当資料は、投資者の皆様に「アジアの財産3分法ファンド」へのご理解を高めていただくことを 目的として、日興アセットマネジメントが作成した販売用資料です。
- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ・投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象 ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対 象とはなりません。
- ・投資信託の運用による損益は、すべて受益者の皆様に帰属します。当ファンドをお申込みの際には、投資信託説明書(交付目論見書)などを販売会社よりお渡ししますので、内容を必ずご確認のうえ、お客様ご自身でご判断ください。